

別表1

算定基準

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>1 施設あたり基準単価を適用する場合</p> <p>別表2（1）に掲げる障害福祉サービス事業所1施設あたり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる購入費等を含む。</p>
大規模修繕	本体工事費	<p>大規模修繕について、予算の範囲内において知事が必要と認めた額とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額がこれに満たないときは、実支出額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる購入費等を含む。</p>
スプリンクラー設備整備	設備工事費	<p>別表2（2）に掲げる1㎡あたり基準単価×知事が必要と認めた面積。</p>	<p>スプリンクラー設備等に必要な工事費または工事請負費</p>

避難スペース整備	本体工事費	別表2(3)に掲げる基準単価を基準額とする。	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる購入費等を含む。</p>
----------	-------	------------------------	---